

四日市市告示第 5 5 6 号

四日市市成年後見制度利用支援事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 3 年 1 2 月 2 2 日

四日市市長 森 智 広

四日市市成年後見制度利用支援事業実施要綱の一部を改正する要綱

四日市市成年後見制度利用支援事業実施要綱（平成 1 4 年四日市市告示第 3 8 8 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(事業内容)</p> <p>第 3 条 この要綱における事業の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>家事事件手続法（平成 2 3 年法律第 5 2 号）第 3 9 条並びに別表第 1 第 1 3 項、第 3 1 項及び第 5 0 項</u>の規定に基づく報酬の付与に係る審判により家庭裁判所が決定した報酬額の助成（以下「報酬額の助成」という。）</p> <p>(審判請求の費用負担)</p> <p>第 7 条 市長は、<u>家事事件手続法第 2 8 条第 1 項</u>の規定により、審判請求に係る費用（以下「審判請求費用」という。）を負担する。</p> <p>(審判請求費用の求償)</p>	<p>(事業内容)</p> <p>第 3 条 この要綱における事業の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>家事審判法（昭和 2 2 年法律第 1 5 2 号）第 9 条第 1 項甲類第 2 0 号</u>の規定に基づく報酬の付与に係る審判により家庭裁判所が決定した報酬額の助成（以下「報酬額の助成」という。）</p> <p>(審判請求の費用負担)</p> <p>第 7 条 市長は、<u>家事審判法第 7 条</u>において準用する<u>非訟事件手続法（明治 3 1 年法律第 1 4 号）第 2 6 条</u>の規定により、審判請求に係る費用（以下「審判請求費用」という。）を負担する。</p> <p>(審判請求費用の求償)</p>

第8条 市長は、前条の規定に基づいて負担した審判請求費用に関し、本人又は関係人が負担すべきであると判断したときは、市長が負担した審判請求費用の求償権を得るため、家事事件手続法第28条第2項の命令に関する職権発動を促す申立を家庭裁判所に対し行うものとする。ただし、市長が別に定める基準を満たす者については、この限りでない。

第8条 市長は、前条の規定に基づいて負担した審判請求費用に関し、本人又は関係人が負担すべきであると判断したときは、市長が負担した審判請求費用の求償権を得るため、非訟事件手続法第28条の命令に関する職権発動を促す申立を家庭裁判所に対し行うものとする。ただし、市長が別に定める基準を満たす者については、この限りでない。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(健康福祉部健康福祉課)